

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市不当要求行為等対策条例
(人事課) 3
- 亀岡市行政手続における特定の個人を
識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定
個人情報提供に関する条例の一部改
正 (情報政策課) 5
- 石田梅岩記念館設置条例
(市民力推進課) 7

—— 規 則 ——

- 初任給、昇給、昇格等の基準に関する
規則の一部改正 (人事課) 10
- 亀岡市不当要求行為等対策条例施行規
則 (人事課) 10
- 亀岡市職員の失業者の退職手当支給に
関する規則 (人事課) 12

—— 告 示 ——

- 亀岡市低所得者支援及び定額減税補足
給付金(調整給付)支給事務実施要綱
(企画調整課) 19
- 亀岡市介護人材確保事業助成金交付要
綱の一部改正 (高齢福祉課) 22
- 公示送達 (保険医療課) 23
- 公示送達 (高齢福祉課) 25
- 市道路線の区域変更に関する告示
(土木管理課) 26

- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 27
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 27
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 27
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 28
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 28
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 28
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 29
- 亀岡市ケアプランデータ連携システム
助成金交付要綱 (高齢福祉課) 29
- 亀岡市外国人介護人材雇用助成金交付
要綱 (高齢福祉課) 30

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)にかかる特
定建設工事共同企業体の公募
(契約検査課) 33
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 38
- 亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 42
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 48
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 53

○一般競争入札（条件付き）の執行
（契約検査課） 58

○南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧
（都市計画課） 62

○一般競争入札（条件付き）の執行
（契約検査課） 63

○一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募
（契約検査課） 67

○都市計画公聴会の開催
（都市計画課） 72

○南丹都市計画地区計画案の縦覧
（都市計画課） 73

○南丹都市計画地区計画案の縦覧
（都市計画課） 74

○南丹都市計画地区計画案の縦覧
（都市計画課） 74

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 任免及び辞令 ——

農業委員会欄

—— 公 告 ——

○令和6年7月定例総会の開催 77

○令和6年8月定例総会の開催 77

公布された条例のあらまし

亀岡市不当要求行為等対策条例要綱

- 1 市に対する不当な要求行為等に対し、統一的に対応するとともに、これらを未然に防止するための体制を整備し、もって法令を遵守した公正な職務の執行を確保するため、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の市の独自利用事務について整備することとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

石田梅岩記念館設置条例要綱

- 1 亀岡市が輩出した偉人である石門心学の祖石田梅岩を顕彰するとともに、市民の生涯学習の実践活動や地域の賑わい創出に寄与するため、石田梅岩記念館を設置することとした。
- 2 使用の許可、使用許可の制限及び使用許可の取消し並びに使用者の義務等所要の規定を設けることとした。
- 3 目的外使用の許可、立入検査及び市の免責等所要の規定を設けることとした。
- 4 開館時間並びに使用料及び目的外使用料の規定を設けることとした。
- 5 条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとした。
- 6 この条例は、別に規則で定める日から施行することとした。

条 例

亀岡市不当要求行為等対策条例をここに公布する。

令和6年7月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第28号

亀岡市不当要求行為等対策条例

(目的)

第1条 この条例は、市に対する不当な要求行為等に対し、統一的に対応するとともに、これらを未然に防止するための体制を整備し、もって法令を遵守した公正な職務の執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不当要求行為等 公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるおそれがある次に掲げる行為をいう。

ア 市が行う行為に関し、特定の個人又は法人その他の団体に対し有利又は不利な取扱いを要求する行為

イ 市が行う行為に対し、その達成を妨害し、又は遅延させることを目的に行われる行為

ウ 職員の採用その他の人事に関し、懲戒処分その他の行為を要求する行為

エ 職員を長時間拘束し、又は面会を要求する行為

オ 職員に対し、自らの要求を実現するた

め、暴力的行為その他社会的常識を逸脱した手段を用いる行為

(2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項に規定する特別職の職員のうち市長、副市長、病院事業管理者及び教育長

（市の責務）

第3条 市は、不当要求行為等への対策が実効性のあるものとなるよう、必要な措置を講じるものとする。

（職員の責務）

第4条 職員は、職務の執行に当たり、市民に対してその事務事業の内容について十分に説明し、理解と協力を得るための努力をしなければならない。

2 職員は、不当要求行為等が行われた場合（不当要求行為等が行われるおそれがあると認める場合を含む。）は、これを拒否しなければならない。この場合において、複数の職員で対応する等公正な職務の執行及び職員自身の安全の確保を図るとともに、当該不当要求行為等が明らかに違法と認められる場合又は職員その他の者に危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、警察への通報その他の必要な措置を講じなければならない。

3 職員は、不当要求行為等（そのおそれがあるものを含む。）を受けたときは、その内容を記録し、管理監督者（当該職員を管理監督する地位にある職員をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

（管理監督者の責務）

第5条 管理監督者は、職務の重要性を自覚し、所属に対する不当要求行為等の認知に努め、これを認知したとき、又は前条第3項の報告を受けたときは、適法かつ公正な職務の執行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 管理監督者は、前条第3項の報告の内容及び前項の規定により講じた措置について、第8条に定める亀岡市不当要求行為等対策委員会（以下「対策委員会」という。）に報告しなければならない。

（市民等の協力）

第6条 市民等（市民その他職務の執行に関係する者をいう。）は、この条例の目的を理解するとともに、職員の公正な職務の執行の確保について協力するものとする。

（不当要求行為等対策相談窓口）

第7条 不当要求行為等への初期の対応その他不当要求行為等に発展するおそれがある事案に係る相談を受け付けるため、不当要求行為等対策相談窓口を置く。

（亀岡市不当要求行為等対策委員会）

第8条 本市における不当要求行為等への対策を統一的行うため、対策委員会を設置する。

2 対策委員会は、規則で定める委員をもって構成する。

3 対策委員会は、第5条第2項の報告を受けたときは、当該不当要求行為等への対応方針及び当該不当要求行為等に対し執るべき措置を協議検討し、その結果を市長及び当該報告をした管理監督者に通知するものとする。

（亀岡市公正職務審議会）

第9条 市に対する不当要求行為等への統一した対応を徹底し、公正な職務の執行を確保するため、亀岡市公正職務審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 対策委員会の対応方針及び措置について調査審議すること。

(2) 不当要求行為等に対して市長が執るべき措置について意見を述べること。

(3) その他不当要求行為等に係る事項について審議すること。

3 審議会の組織及び運営について必要な事項

は、規則で定める。

(不当要求行為等に対する措置)

第10条 市長は、対策委員会から第8条第3項の通知を受けたときは、当該通知に基づき、当該不当要求行為等の行為者に対し、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、当該不当要求行為等が止まないときは、当該不当要求行為等の行為者の氏名又は名称、不当要求行為等の内容その他必要と認める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該不当要求行為等の行為者に対し公表をする旨を通知し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該不当要求行為等が第2条第1号オに該当するときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第29号

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年亀岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を削り、7の項を5の項とし、8の項を削り、9の項を6の項とし、10の項を削り、11の項を7の項とし、12の項から15の項までを4項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

12 市長	亀岡市子ども医療費助成条例（平成5年亀岡市条例第28号）により実施する事務で規則に定めるもの
-------	--

別表第2の1の項中「法別表第2に規定する地方税関係情報をいう」を「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう」に、「同表に規定する医療保険給付関係情報をいう」を「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう」に改め、同表2の項中「法別表第2に規定する障害者関係情報をいう」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報をいう」に改め、同表3の項中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、「法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう」に、「同表に規定する児童扶養手当関係情報をいう」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう」に、「同表に規定する介護保険給付等関係情報をいう」を「介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報をいう」に改め、同表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から8の項までを削り、9の項を5の項とし、10の項を削り、11の項を6の項とし、12の項から15の項までを5項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

11 市長	亀岡市子ども医療費助成条例により実施する事務で規則に定めるもの	医療保険給付関係情報で規則に定めるもの
-------	---------------------------------	---------------------

別表第3の1の項中「（昭和25年法律第144号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

石田梅岩記念館設置条例をここに公布する。

令和6年7月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第30号

石田梅岩記念館設置条例

(設置)

第1条 亀岡市が輩出した偉人である石門心学の祖石田梅岩を顕彰するとともに、市民の生涯学習の実践活動や地域の賑わい創出に寄与するため石田梅岩記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	石田梅岩記念館
位 置	亀岡市東別院町東掛六田18番地

(開館時間及び休館日)

第3条 記念館の開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項の規定により許可を受けた場合における別表第1に掲げる施設を使用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。

(1) 火曜日及び水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その

翌開館日）

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）

(事業)

第4条 記念館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 石田梅岩の業績の顕彰に関すること。
- (2) 石田梅岩に関する書籍、文献その他の資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 石門心学を主とする心学等に関する普及事業及び交流事業に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、記念館の設置目的を達成するため必要な事業

(観覧料)

第5条 記念館に展示している書籍、文献その他の資料の観覧料は、無料とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(受講料等)

第6条 市長は、第4条第3号及び第4号に定める事業を行うときは、受講料又は入場料を徴収することができる。

2 前項の受講料及び入場料の額は、市長がその都度定める。

(使用許可)

第7条 別表第1に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の許可をする場合において、記念館の管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附帯設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めるとき。
(使用許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的を変更したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他不可抗力の事由によって記念館の使用ができなくなったとき。
- (5) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。

(入館の拒否等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等
- (4) その他記念館の管理上支障があると認められる者

(使用者の管理義務)

第11条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用期間中その使用に係る施設及び附帯設備等を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用権を譲渡し、若しくは他人に使用させ、又は特に許可を受けた場合のほか、目的外に使用してはならない。

(使用料)

第13条 使用料は、別表第1に掲げる額とする。

2 使用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合に限り後納させることができる。

(使用料の減免)

第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用)

第16条 記念館は、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用が記念館の管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。

(目的外使用料)

第17条 目的外使用の許可を受けて記念館の一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表第2に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。

(目的外使用料の減免)

第18条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。

(保証金)

第19条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用者に保証金を納付させることができる。

2 前項の保証金の額は、使用の状況又は種別により、その都度市長が定める。

3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に

還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。

4 保証金には、利子を付けない。

(特別の設備の制限)

第20条 記念館を使用するために特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の特別の設備に要する経費は、全て使用者又は目的外使用者(以下「使用者等」という。)の負担とする。

(原状回復義務)

第21条 使用者等は、記念館の使用を終わったとき、使用の許可を取り消されたとき、又は使用を停止されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者等が、前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者等から徴収する。

(損害賠償の義務)

第22条 使用者等は、記念館の施設又は附帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める賠償額を賠償しなければならない。

(立入検査)

第23条 市長は、記念館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、検査することができる。

(市の免責)

第24条 使用者等において記念館の施設若しくは附帯設備等の使用又はこの条例の規定に基づく処分により損害を生じた場合は、市は、一切その責めに任じないものとする。

(指定管理者による管理)

第25条 市長は、記念館の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、記念館の

管理を指定管理者に行わせることができる。

2 記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手續等は、亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年亀岡市条例第4号)の定めるところによる。

3 記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、別表第3に定めるところとする。

4 指定管理者が行う記念館の管理の基準は、第3条及び第7条から第10条までに定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第3条中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第7条から第10条まで、第15条、第20条、第21条及び第23条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。
(利用料金)

第26条 記念館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第13条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。この場合において、第13条及び第15条の規定並びに別表第1並びに別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第1に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

【別表 省略】

「揭示済」

規 則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第25号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則(昭和35年亀岡市規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「1級5号給」を「1級9号給」に、「1級17号給」を「1級21号給」に、「1級25号給」を「1級29号給」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市不当要求行為等対策条例施行規則をここに公布する。

令和6年7月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第26号

亀岡市不当要求行為等対策条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市不当要求行為等対策条例（令和6年亀岡市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(対策委員会への報告)

第3条 条例第5条第2項の報告は、不当要求行為等記録兼報告書（別記様式）により行うものとする。

(不当要求行為等対策相談窓口)

第4条 条例第7条に規定する不当要求行為等対策相談窓口（以下「相談窓口」という。）は、市長公室人事課に置く。

2 相談窓口の相談員は、人事担当課長及びその者が指名する職員をもって充てる。

3 相談窓口においては、不当要求行為等に迅速に対応するため、関係機関等との連携体制をあらかじめ構築しておくものとする。

4 相談窓口において受け付けた事項については、その内容を記録するものとする。

(対策委員会の所掌事務)

第5条 対策委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 不当要求行為等への組織的対応に関すること。
- (2) 不当要求行為等に係る情報交換、情報共有及び連絡調整に関すること。
- (3) 警察その他関係機関との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、不当要求行

為等への対策に関し必要な事項
(対策委員会の組織)

第6条 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、人事担当副市長をもって充て、副委員長は、他の副市長、病院事業管理者及び教育長をもって充てる。

3 委員は、部長等（亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）第3条に規定する部長及びこれに相当する職にある職員をいう。）をもって充てる。

4 対策委員会は、必要に応じて委員長が招集する。この場合において、委員長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該不当要求行為等に関係する一部の委員を招集することができる。

5 対策委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

6 対策委員会の庶務は、市長公室人事課において行う。

(審議会の組織)

第7条 審議会は、委員3人以内をもって組織する。

2 委員は、不当要求行為等について識見を有する者等のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は2年以内とする。なお、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長)

第8条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議（以下「会議」とい

- う。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 会議は、非公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。
 - 5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
- (審議会の庶務)
- 第10条 審議会の庶務は、市長公室人事課において行う。
- (その他)
- 第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市職員の失業者の退職手当支給に関する規則をここに公布する。

令和6年7月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第27号

亀岡市職員の失業者の退職手当支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例(昭和30年亀岡市条例第28号。以下「条例」という。)第10条に規定する失業者の退職手当の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(基本手当の日額)

第2条 条例第10条第1項に規定する基本手当の日額は、次条の規定により算定した賃金日額を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第17条に規定する賃金日額とみなして同法第16条の規定を適用して計算した金額とする。

(賃金日額)

第3条 賃金日額は、退職の月前における最後の6月(月の末日に退職した場合には、その月及びその前5月。以下「退職の月前6月」という。)に支払われた給与(臨時に支払われる給与及び3月を超える期間ごとに支払われる給与を除く。以下この条において同じ。)の総額を180で除して得た額とする。

2 前項に規定する給与の総額は、職員に通貨で支払われた全ての給与によって計算する。

3 退職の月前6月において給与の全部又は一部の支給を受けなかった月があるときは、その給与月額は、その月においてその本来受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 前項の規定により計算された給与月額が現に支給を受けた給与月額より少ないときは、その現に支給を受けた給与月額をもってその給与月額とみなす。

5 前各項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、雇用保険法第17条第4項第1号に掲げる額に満たないと

きはその額を、同項第2号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

(受給資格証の交付)

第4条 市長は、失業者の退職手当受給資格証交付請求書(別記第1号様式)の提出があったときは、退職した者が基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有している場合においては、失業者の退職手当受給資格証(別記第2号様式。以下「受給資格証」という。)をその者に交付しなければならない。

2 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。)は、前項の交付を受けた後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)に出頭し、受給資格証を提示して求職の申込みをしなければならない。この場合において、その者が第7条第5項の受給期間延長等通知書の交付を受けているときは、これを併せて提出しなければならない。

(条例第10条第1項に規定する別に定める者)

第5条 条例第10条第1項に規定する別に定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者
- (3) 公務上の負傷又は疾病により退職した者
- (4) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

(条例第10条第1項に規定する別に定める理由)

第6条 条例第10条第1項に規定する別に定める理由は、次のとおりとする。

- (1) 疾病又は負傷(条例第10条第11項第3号の規定により傷病手当に相当する退職

手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。)

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認めるもの

(受給期間延長の申出)

第7条 条例第10条第1項の規定による申出は、受給期間延長等申出書(別記第3号様式)に医師の証明書その他の同項に規定する理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて市長に提出することにより行うものとする。ただし、受給資格証を添付することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における第1項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。

4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申出書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

5 市長は、第1項の申出をした者が条例第10条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書(別記第4号様式)を交付しなければならない。この場合において、市長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付するものと

する。

6 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付するものとする。

- (1) 受給期間延長等申出書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
- (2) 条例第10条第1項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

8 第1項ただし書の規定は第6項の場合について、前項の規定は第2項ただし書の場合における第1項の申出及び第6項の届出について準用する。

(条例第10条第4項に規定する市長が認める事業)

第8条 条例第10条第4項に規定する市長が認める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して30日を経過する日が、条例第10条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第22条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの
- (3) その事業により当該事業を実施する受給

資格者が自立することができないと市長が認めたもの

(条例第10条第4項に規定する市長が認める職員)

第9条 条例第10条第4項に規定する市長が認める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第10条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- (2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして市長が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第10条 条例第10条第4項の規定による支給期間の特例の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、受給期間延長等申出書に登記事項証明書その他同条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて市長に提出することにより行うものとする。

2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第10条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2月以内にしなければならない。ただし、天災その他特例申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 市長は、特例申出をした者が条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合において、市長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の

交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) 受給期間延長等申出書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第10条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第7条第7項の規定は特例申出、第2項ただし書の場合における特例申出及び前項の届出に、同条第1項ただし書の規定は特例申出及び前項の届出に、同条第3項及び第4項の規定は、第2項ただし書の場合における特例申出について準用する。

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

第11条 基本手当に相当する退職手当で条例第10条第1項の規定によるものは、当該受給資格者が第4条第2項の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数(条例第10条第1項に規定する待期日数をいう。以下同じ。)に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号のいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1) 雇用保険法の規定による基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金

(2) 基本手当に相当する退職手当

(3) 条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当(以下「高年齢求職者給付金

に相当する退職手当」という。)

(4) 条例第10条第7項又は第8項の規定による退職手当(以下「特例一時金に相当する退職手当」という。)

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数(条例第10条第1項の規定による退職手当に係る場合にあっては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数(条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)を経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数(条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(基本手当に相当する退職手当の支給日)

第12条 基本手当に相当する退職手当は、基本手当に相当する退職手当請求書(別記第5号様式)が提出された日から1箇月以内に前月の16日からその月の15日までの間(以下「支給対象期間」という。)における失業の証明を受けた日の分を支給する。

(基本手当に相当する退職手当の支給手続)

第13条 受給資格者は、待期日数が経過したときは、毎月16日(その日が管轄公共職業安定所の休業日に当たるときは、当該日直後の休業していない日)に管轄公共職業安定所

に出頭して職業の紹介を求め、待期日数の間又は支給対象期間における失業の認定を受けなければならない。

2 受給資格者が基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、前項の失業の認定を受けた後、直ちに基本手当に相当する退職手当請求書を提出しなければならない。

3 市長は、前項の基本手当に相当する退職手当請求書を受理した場合においては、受給資格者について雇用保険法第19条及び第32条から第34条までの規定に準じて支給の制限を行うべき事実の有無並びに当該支給対象期間に係る失業の事実を確認の上、当該期間に係る基本手当に相当する退職手当を支給しなければならない。

4 受給資格者は、基本手当に相当する退職手当の支給を受けている期間中に就職したとき又は給付日数を満了したときは、受給資格証を速やかに市長に返還しなければならない。
(公共職業訓練等を受講する場合における届出)

第14条 受給資格者は、公共職業安定所長の指示により雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業訓練等を受けることとなったときは、速やかに公共職業訓練等受講届(別記第6号様式。以下「受講届」という。)及び公共職業訓練等通所届(別記第7号様式。以下「通所届」という。)に当該公共職業訓練等を行う施設の長(委託の場合にあっては、委託機関の長)の証明を得て、受給資格証を添えて市長に提出するものとする。第7条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 市長は、前項の規定による受講届及び通所届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

3 受給資格者は、受講届及び通所届の記載事

項に変更があったときは、速やかにその旨を記載した届書に受給資格証を添えて市長に提出しなければならない。第7条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

4 市長は、前項の規定による届書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。
(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第15条 受給資格者は、条例第10条第10項第1号又は第11項第1号若しくは第2号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、公共職業訓練等受講証明書(別記第8号様式)に受給資格証を添えて市長に提出しなければならない。第7条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 市長は、前項の規定による公共職業訓練等受講証明書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

(条例第10条第10項第2号に規定する別に定める者)

第16条 条例第10条第10項第2号アに規定する別に定める者のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者とする。

(1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員(退職した条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であって、同法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの

(2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた公署の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第

24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの

- (3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた公署の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの

2 条例第10条第10項第2号イに規定する別に定める者は、前項第2号に定める者とする。

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)

第17条 受給資格者は、条例第10条第11項第3号の規定による傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給申請書(別記第9号様式)に受給資格証を添えて市長に提出しなければならない。第7条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 市長は、前項の規定による傷病手当に相当する退職手当支給申請書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

(受給資格証の再交付)

第18条 受給資格者は、受給資格証を滅失又は損傷した場合においては、その旨を市長に申し出て受給資格証の再交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による再交付をするときは、その受給資格証に再交付の旨及びその年月日を記載しなければならない。

3 受給資格証の再交付があつたときは、滅失又は損傷した受給資格証はその効力を失う。

(高年齢受給資格証の交付)

第19条 市長は、失業者の退職手当高年齢受給資格証交付請求書(別記第10号様式)の

提出があつたときは、退職した者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有している場合においては、失業者の退職手当高年齢受給資格証(別記第11号様式。以下「高年齢受給資格証」という。)をその者に交付しなければならない。

(特例受給資格証の交付)

第20条 市長は、失業者の退職手当特例受給資格証交付請求書(別記第12号様式)の提出があつたときは、退職した者が特例一時金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有している場合においては、失業者の退職手当特例受給資格証(別記第13号様式。以下「特例受給資格証」という。)をその者に交付しなければならない。

(高年齢求職者給付金及び特例一時金に相当する退職手当の支給手続等に関する準用)

第21条 第4条第2項、第11条第2項、第13条及び第18条の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定(第11条第2号各号を除く。)中「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「第19条及び第32条から第34条まで」とあるのは「第32条、第33条第1項及び第2項並びに第34条第1項」と読み替えるものとする。

2 第4条第2項、第11条第2項、第13条及び第18条の規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定(第11条第2項各号を除く。)中「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例一時金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者」と、「受給資格証」

とあるのは「特例受給資格証」と、「第19条及び第32条から第34条まで」とあるのは「第32条、第33条第1項及び第2項並びに第34条（第4項を除く。）」と読み替えるものとする。

（就業促進手当等に相当する退職手当の支給
手続）

第22条 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（別記第14号様式）に、同号口に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（別記第15号様式）に、同号口に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（別記第16号様式）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（別記第17号様式）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（別記第18号様式）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費

（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（別記第19号様式）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（別記第20号様式）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（別記第21号様式）に、それぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に必要な事項を記載し、その者に返付しなければならない。

（その他）

第23条 この規則に定めるもののほか、失業者の退職手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第150号

亀岡市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和6年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高騰への支援として、新たな経済給付金・定額減税一体措置として亀岡市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金」という。）を支給する事業（以下「調整給付事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、令和6年度定額減税の補足給付を実施することを目的とする。

（支給対象者）

第2条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による府民税所得割又は市民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が本市で課される者を含む。）とする。ただし、第1号においては、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、

第2号においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）

ア 30,000円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 10,000円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第1項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）及び同項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税

額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まないものとする。

(支給額)

第3条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（10,000円に満たない端数がある場合には、これを10,000円に切り上げるものとする。）とする。

(1) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

(2) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年7月16日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。

(受給権者)

第4条 調整給付金の受給権者は、第2条における支給対象者とする。

(申請等が不要である支給対象者)

第5条 市長は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、公金受取口座情報を取得できた者であって、第2条第1項に定める支給対象者であることを確認できるものに対し、

調整給付金支給確認書兼決定通知書（以下「確認書兼決定通知書」という。）を送付する。

2 支給対象者は、前項の規定により確認書兼決定通知書を受領した後、振込口座若しくは金額を変更する場合又は調整給付金の受給を辞退する場合は、別に定める期日までに確認書兼決定通知書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、住民基本台帳に記録されている住所と異なる住所に確認書兼決定通知書の送付を希望する支給対象者から送付先住所設定申出書（以下「申出書」という。）の提出があったときは、当該申出書に記載された送付先に確認書兼決定通知書を送付するものとする。

(申請等が必要である支給対象者)

第6条 前条第1項に定める者に該当しない場合で、調整給付金の支給を受けようとする者は、市長に対し、調整給付金支給確認書（以下「確認書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の規定による確認書の提出は、郵送又は別に定める方法によりオンラインで行うことができる。

3 支給対象者は、確認書を提出するときは、本人確認のできる書類等を提出又は提示しなければならない。

4 市長は、住民基本台帳に記録されている住所と異なる住所に確認書の送付を希望する支給対象者から申出書の提出があったときは、当該申出書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

5 確認書の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

6 確認書の提出期限は、令和6年10月31日とする。

(支給の方式)

第7条 調整給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第3号又は第4号に掲げる方式は、確認書兼決定通知書、申出書又は確認書（以下「確認書等」という。）の提出者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 公金受取口座に振り込む方式
- (2) 支給対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 市の窓口で現金を支給する方式
- (4) 現金書留で支給する方式

（代理による確認書等の提出及び受給）

第8条 支給対象者に代わり、代理人として第5条又は第6条の規定による確認書等の提出及び調整給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書等を提出するときは、委任欄に必要事項を記載しなければならない。この場合において、市長は、本人確認のできる書類等の提出又は提示を求めて、代理人が当該代理人本人であることを確認しなければならない。

3 市長は、第1項各号に該当する者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権の有無を確認するものとする。

（支給の決定）

第9条 市長は、第5条第1項の規定による確認書兼決定通知書の送付後、別に定める期日までに同条第2項の規定による確認書兼決定

通知書の提出がないときは、速やかに支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金を支給する。

2 市長は、第6条の規定により確認書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、調整給付金を支給する。

（調整給付金の支給等に関する周知等）

第10条 市長は、調整給付事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書の提出方法、確認書の提出受付開始日その他調整給付事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

（確認書の提出が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第6条第6項の提出期限までに確認書の提出が行われなかった場合は、支給対象者が調整給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金を受給した者に対して、当該調整給付金の返還を求めることができる。

2 調整給付金を受給した者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申立てがなされ、当該給付を支給する場合は、調整給付金の返還を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第151号

亀岡市介護人材確保事業助成金交付要綱（令和3年亀岡市告示第73号）の一部を次のように改正する。

令和6年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条に次の1号を加える。

- (6) 都道府県が指定する介護支援専門員更新研修（ただし、課程Ⅰ及び課程Ⅱの両方を同一年度に受講するものに限る。）

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和6年度以降に実施される研修等から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第152号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
3	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
4	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
5	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
6	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
7	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
8	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
9	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
10	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
11	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
12	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
13	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
14	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
15	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略

16	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
17	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
18	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
19	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
20	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
21	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
22	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
23	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
24	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
25	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
26	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
27	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
28	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
29	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
30	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
31	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
32	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
33	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
34	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
35	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
36	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
37	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第153号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年7月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度介護保険料納入通知書

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第154号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和6年7月12日から令和6年7月25日まで一般の縦覧に供する。

令和6年7月12日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01087
- 2 路線名 上矢田矢田口線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		最小幅員	最大幅員	
亀岡市上矢田町下垣内38番1から 亀岡市上矢田町下垣内6番まで	前	3.31m	5.00m	変更後路線幅員 最小 3.50m 最大 10.45m
	後	5.00m	6.26m	
亀岡市上矢田町下垣内38番1から 亀岡市上矢田町下垣内6番まで				変更後路線延長 1,071.72m

「揭示済」

亀岡市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年7月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「見立南区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山本 剛史

2 変更年月日

令和6年5月19日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年7月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町西条区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 木内 昭博

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年7月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「畑野町高橋区」

1 変更があった事項及び内容

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小林 与八

(2) 主たる事務所所在地

省略

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者及び事務所所在地の変更

「揭示済」

亀岡市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年7月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「旅籠町自治会」

1 変更があった事項及び内容

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 勝谷 俊介

(2) 主たる事務所所在地

省略

2 変更年月日

令和6年5月11日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者及び事務所所在地の変更

「揭示済」

亀岡市告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年7月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町湯井区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 村田 孝明

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年7月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町北ノ庄区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山内 政道

2 変更年月日

令和6年4月14日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年7月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町赤熊区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 日下部 州男

2 変更年月日

令和6年4月21日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第162号

亀岡市ケアプランデータ連携システム助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年7月16日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市ケアプランデータ連携システム助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険制度における介護サービスの安定的な提供に資するため、ケアプランデータ連携システム（以下「連携システム」という。）の導入を促進し、事務の効率化を図ることを目的に、介護事業所を運営する法人に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において亀岡市ケアプランデータ連携システム助成金（以下「助成金」という。）を交付する。
(交付の対象)

第2条 助成金の交付の対象者は、亀岡市内に所在する介護事業所を運営する法人とする。
(助成対象経費及び助成金の額)

第3条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、亀岡市内の介護事業所において使用する連携システムのライセンス料とし、助成金の額は、当該助成対象経費の2分の1の額とする。
(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象経費を支払った年度内に、亀岡市ケアプランデータ連携システム助成金交付申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
(交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、亀岡市ケアプランデータ連携システム助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。
(請求及び交付)

第6条 申請者は、前条の交付決定を受けたときは、亀岡市ケアプランデータ連携システム助成金請求書（別記第3号様式）を市長に提出し、市長は、これに基づき、速やかに助成

金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付条件又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは、期限を決めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の整備)

第9条 助成金の交付を受けた者は、助成対象経費の支出を明らかにする書類、帳簿等を5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、告示の日から実施し、令和6年4月1日以後に支払った連携システムのライセンス料に係る助成金について適用する。

(助成金の額に関する経過措置)

2 令和6年度における第3条の規定の適用については、同条中「当該助成対象経費の2分の1の額」とあるのは、「当該助成対象経費の額」とする。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第163号

亀岡市外国人介護人材雇用助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年7月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市外国人介護人材雇用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険制度における介護サービスの安定的な提供に資するため、外国人介護人材の雇用が円滑に行われることを目的に、外国人介護職員を雇用する介護事業所を運営する法人に対し、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において亀岡市外国人介護人材雇用助成金(以下「助成金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所をいう。
- (2) 外国人介護職員 介護職員として介護事業所で働く者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に定める在留資格が介護であつて、介護福祉士として介護業務に従事する者

ウ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第8条第1項の規定により認定を受けた技能実習の実施に関する計画により来日した技能実習を受ける者

エ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件（平成31年法務省告示第65号）第1条第1号に基づく介護分野を目的とし来日する者

オ その他アからエまでに定める者と同等の資格を有すると市長が認める者
(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす外国人介護職員を亀岡市内に所在する介護事業所で雇用する法人とする。

- (1) 入国後1年以内に新たに雇用される者であること。
- (2) 雇用期間が1年以上であること。
- (3) 亀岡市内に居住し、住民基本台帳に記載されていること。

(対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 外国人介護職員の雇用開始時に、登録支援機関、監理団体又は日本国内の人材紹介会社に対して支払う経費
- (2) 雇用する外国人介護職員の入国に係る渡航経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、雇用する外国人介護職員1人につき25万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雇用した年度内に、亀岡市外国人介護人材雇用助成金交付申請書（別記第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の交付申請があつたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、亀岡市外国人介護人材雇用助成金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第8条 申請者は、前条の規定による亀岡市外国人介護人材雇用助成金交付決定通知書を受けたときは、亀岡市外国人介護人材雇用助成金請求書（別記第3号様式）を市長に提出し、市長は、これに基づき速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金があるときは、期限を決めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 外国人介護職員が雇用から1年以内に退職したとき。
- (2) 偽り或其他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和6年7月1日以降に雇用した外国人介護職員に係る助成金から適用する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第56号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工 事 番 号 | 6教第2号 |
| (2) 工 事 名 | 育親学園新校舎建設工事（I期） |
| (3) 工 事 場 所 | 亀岡市本梅町中野地内 |
| (4) 工 事 種 別 | 建築一式工事 |
| (5) 工 事 概 要 | ・育親学園新校舎建設工事（校舎及び附属建築物）
RC造・木構造 2階建て、延床面積：合計約6,800㎡
・建築工事 一式
・電気設備工事 一式
・機械設備工事 一式
・その他附帯工事 一式 |
| (6) 工 期 | 議決のあった翌日から令和8年3月31日まで |
| (7) 部 分 払 | 有
・令和6年度出来高予定額に係る部分払1回 |
| (8) 前 金 払 | 有（保証事業会社の保証が必要）
・第1回前払金 令和6年度出来高予定額に係る前払金
・第2回前払金 令和7年度出来高予定額に係る前払金 |
| (9) 中 間 前 金 払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払
をしている工事については、各会計年度の出来高予定額に対応する工事実
施期間の2分の1が経過していること、工程表により各会計年度の出来高予
定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過するまでに実施すべきものと
されている当該工事に係る作業が行われていること、既に行われた当該会
計年度における工事に要する経費が、各会計年度における出来高予定額の |

2分の1以上の額に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、請求できる。（中間前払金は各会計年度における出来高予定額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(13) 支給材料及び貸与品 有

(14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 構成員の数は、3者とする。その内訳は、(2)に定める要件を満たす共同企業体の代表者となる構成員1者、及び(3)に定める要件を満たす代表者以外の構成員2者とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出初日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 建設業法第3条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けており、令和5,6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において「建築一式工事」に登録され、京都府及び大阪府に本社（本店）又は支店営業所等を置く者であること。

イ 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が1,500点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で有効なものではない。

ウ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が7,000万円以上となる場合に、監理技術者として、「建築一

式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

技術者配置予定書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

(5) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（共同企業体代表者のみ）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年7月1日（月） 午前11時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年7月1日（月） 午前11時から なお、設計図書（図面）は、 令和6年7月1日（月）午前11時から 令和6年7月30日（火）午後5時まで （閉庁日及び閉庁時間は除く。）	共通事項2のとおり ※設計図書（図面） については、亀岡市 役所3階契約検査課 にて、「2入札参加 資格要件」(2)ア又は (3)アに該当するもの に配布
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年7月16日（火） 午前9時から午後5時まで 令和6年7月17日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年7月18日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年7月12日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年7月18日（木）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年7月22日（月）午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和6年7月31日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年8月1日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和6年8月1日（木）午後4時以降	入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和6年8月5日（月）正午まで	共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和6年8月6日（火）午後5時まで	共通事項5-2のとおり

	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和6年8月6日（火） 午前10時	令和6年8月7日（水） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和6年8月7日（水） 午前9時から午後3時まで	令和6年8月8日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和6年8月7日（水） 午後3時以降	令和6年8月8日（木） 午後3時以降	電子入札システムによる

※ 設計図書（図面）については、令和6年7月1日（月）午前11時から令和6年7月30日（火）午後5時までの間（閉庁日及び閉庁時間は除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、「2入札参加資格要件」(2)ア又は(3)アに該当するものに配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

(1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約として、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。

(2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(4) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

- (5) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第57号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 6保育第1号 |
| (2) 工事名 | 亀岡市立幼稚園配膳室等整備工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市大井町並河地内 |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 |
| (5) 工事概要 | 配膳室・保育室・図書室・便所整備工事 一式
上記に伴う電気設備及び機械設備工事 一式
外構工事（搬入口整備・倉庫等整備） 一式 |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から令和7年1月31日まで |
| (7) 部分払 | 無 |
| (8) 前金払 | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。） |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、各会計年度の出来高予定額に対応する工事实施期間の2分の1が経過していること、工程表により各会計年度の出来高予定額に対応する工事实施期間の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、既に行われた当該会計年度における工事に要する経費が、各会計年度における出来高予定額の |

2分の1以上の額に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は各会計年度における出来高予定額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
 （※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
 （※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したもの

は受案件数に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年7月1日（月） 午前11時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年7月1日（月） 午前11時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年7月11日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年7月12日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年7月16日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり

質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年7月10日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年7月16日（火）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年7月18日（木）午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和6年7月24日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年7月25日（木） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和6年7月25日（木）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和6年7月29日（月）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和6年7月30日（火）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和6年7月30日（火） 午前10時	令和6年7月31日（水） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和6年7月31日（水） 午前9時から午後3時まで	令和6年8月1日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和6年7月31日（水） 午後3時以降	令和6年8月1日（木） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第58号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和6年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格

試験区分	採用予定人数	受験資格
かめおか方式 事務 (上級) [20-35]	20名程度	平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による高等学校を令和7年3月31日までに卒業する見込みの人は受験できない。
かめおか方式 事務 (初級) [18-21]		平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む。）を令和7年3月31日までに卒業する見込みの人

まちづくり技師	かめおか方式 総合土木 (土木・農業土木・造園) (上級) [20-40]	5名程度	昭和59年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、次の①②③のいずれかに該当する人 ①土木施工管理技士(1級又は2級)の資格を有する人 ②民間企業や官公庁等で、土木に関する職務経験(設計・施工管理等)が5年以上あり、かつ、同一企業等における3年以上の継続勤務経験がある人 ③学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業する見込み(高等学校を除く。)の人 ※①に該当する人は筆記試験が免除される。
	かめおか方式 総合土木 (土木・農業土木・造園) (初級) [18-21]		平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校(同程度と認めるものを含む。)において、土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し令和7年3月31日までに卒業する見込みの人
かめおか方式 保健師 [-40]	若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保健師資格を有する人(令和7年3月31日までに取得見込みを含む。)	
かめおか方式 心理士(師) [-59]	若干名	昭和40年4月2日以降に生まれた人で、臨床心理士又は公認心理師の資格を有する人(令和7年3月31日までに取得見込みを含む。)	
かめおか方式 保育士・幼稚園教諭 [-40]	10名程度	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人(令和7年3月31日までに取得見込みを含む。)	

※ いずれか1つの試験区分のみ受験が可能である。

※ いずれの試験区分も障がい者の受験が可能である。

※ 募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わることがある。

※ 受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消す場合がある。

※ 国籍は問わないが、日本国籍を有しない方については、法令により永住が認められている方又は採用予定日前日までに認められる見込みの方のみ受験することができる。

「法令により永住が認められている方」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいう。

※ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定による次の欠格条項に該当する人は受験することができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験方法・期日・場所

それぞれの試験区分ごとの試験方法・期日・場所については、次のとおりである。また、1次試験の集合時間等については、受験者に別途知らせる。

(1) かめおか方式【事務（上級）、総合土木（上級）、保健師、心理士（師）】

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和6年8月17日（土） 令和6年8月18日（日） 上記期日のうち指定する1日	亀岡市役所
2次試験	○作文試験（必須） 及び ①教養試験 ②SPI3試験 ①～②で1つ選択 計2科目を受験 ^{※1}	令和6年9月22日（日）	亀岡市役所
	個別面接	令和6年9月下旬 ～10月上旬 ^{※2}	亀岡市役所
3次試験	個別面接	令和6年10月下旬 ^{※3}	亀岡市役所

※1 総合土木（上級）受験者で、受験資格の①に当てはまる人は筆記試験が免除される。

※2 具体的な日程は、1次試験合格者に別途通知する。

※3 具体的な日程は、2次試験合格者に別途通知する。

(2) 保育士・幼稚園教諭

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和6年8月17日(土) 令和6年8月18日(日) 上記期日のうち指定する1日	亀岡市役所
2次試験	専門試験	令和6年9月22日(日)	亀岡市役所
	実技試験	令和6年9月下旬 ～10月上旬 ^{※4}	亀岡市内の施設
3次試験	個別面接	令和6年10月下旬 ^{※5}	亀岡市役所

※4 具体的な日程は、1次試験合格者に別途通知する。

※5 具体的な日程は、2次試験合格者に別途通知する。

(3) 一般方式【事務(初級)、総合土木(初級)】

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	○作文試験(必須) 及び ①教養試験 ②SPI3試験 ①～②で1つ選択 計2科目を受験	令和6年9月22日(日)	亀岡市役所
	個別面接	令和6年9月下旬 ～10月上旬 ^{※6}	亀岡市役所
2次試験	個別面接	令和6年10月下旬 ^{※7}	亀岡市役所

※6 具体的な日程は、受験者に別途通知する。

※7 具体的な日程は、1次試験合格者に別途通知する。

3 試験内容

作文試験	作文課題に対する理解力、文章の表現力や構成力などについて評価を行う。 課題字数は800字、試験時間は50分とする。
教養試験	筆記試験(多肢択一式)を行う。 出題数は40題で、試験時間は2時間とする。 出題分野は、時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、 判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題とする。
SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査を行う。 出題数は70題で、試験時間は1時間10分とする。

専門試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は30題で、試験時間は1時間30分とする。 社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容及び子どもの保健を問う問題とする。 ※障がい児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがある。
------	---

4 合格発表等

(1) 日程

ア かめおか方式

合格発表	
1次試験	令和6年9月上旬
2次試験	令和6年10月中旬
3次試験	令和6年11月中旬

イ 一般方式

合格発表	
1次試験	令和6年10月中旬
2次試験	令和6年11月中旬

(2) 通知方法及び職員採用候補者名簿の登載

ア 1次、2次及び3次試験の合格発表については、市ホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ通知を行う。また、3次試験（一般方式については、2次試験）の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を掲示する。

イ 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和7年4月1日以降必要に応じて採用する。ただし、最終合格者と調整し、令和7年3月31日以前に採用する場合がある。職員採用候補者名簿の有効期間は、令和8年4月1日までとする。

5 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、亀岡市では、日本国籍を有しない方については、次の(1)以外の業務及び(2)以外の職に就かせることとしている。また、昇任についての考え方は(3)のとおり。

(1) 「公権力の行使」に該当する業務

ア 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務

- イ 市民に対し一方的に義務や負担を課すこととなる業務
 - ウ 市民に対して強制力をもって執行する業務
 - エ その他公権力の行使に該当する業務（行政立法、準司法的権能のある行為に係るものなど）
- 《「公権力の行使」に該当する業務の具体例》

- 都市計画法に基づく開発行為の許可処分
- 市民税や国民健康保険料の賦課徴収
- 生活保護法による保護の決定及び実施に関する処分
- 建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令

(2) 「公の意思形成への参画」に該当する職

亀岡市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には、①ラインの副課長級以上の職、②本市の基本政策の決定（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる係長級以上の職が該当する。

(3) 昇任についての考え方

日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能。

6 初任給

(参考：令和6年7月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	短大卒	高校卒
214,544円	198,538円	181,154円

- (1) 職歴や学歴等により給料月額が増減する場合がある。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。
- (2) 初任給については、採用前の給与改定等により変更になる場合がある。
- (3) 福利厚生制度については、共済組合の制度として、保険給付や資金貸付等が受けられる。
- (4) 受動喫煙防止対策として、原則敷地内は禁煙である。（一部特定屋外喫煙所がある。）

7 受験申込みの手続

申込方法	亀岡市職員採用試験のインターネットの専用ページから申し込むこととする。 ※インターネットによる申込みができない場合は、7月18日（木）午後5時までに人事課まで問い合わせることとする。
申込受付期間	令和6年7月1日（月）～7月28日（日） ※受付後は、申込みをした試験区分の変更はできない。

8 その他

自然災害などの発生により、試験が中止又は延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時間などが変更になる場合がある。

なお、中止、延期又は変更が生じた場合は、市ホームページなどで行う。

9 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話 (0771) 22-3131 (市役所代表) … (内線2955)

電話 (0771) 55-9451 (人事課直通)

FAX (0771) 24-5501

URL: <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

亀岡市公告第59号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年7月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 6道改第1号
- (2) 工事名 市道保津宇津根並河線道路改良工事（その14）
- (3) 工事場所 亀岡市保津町地内
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要 工事延長 L=227.3m、W=10.75m
 - ・道路土工 路体盛土工 路体盛土 V=1,526.3m³
路床盛土工 路床盛土 V=889.8m³
 - ・擁壁工 アンカー式空積擁壁工 アンカー式空積擁壁 900型 A=223.7m²
小口止工 N=2.0基
 - ・排水構造物工 側溝工 排水フリューム 600*600 L=104.6m
大型フリューム 1900*700 L=76.0m
都市型側溝 350型 L=44.5m
都市型側溝 350型 L=58.0m
集水樹・マンホール工 都市型側溝用樹 350,400型 N=4.0箇所

・舗装工	アスファルト舗装工 表層（再生密粒度As）	t=50	A=749.1m ²
	透水性舗装工 透水性As	t=40	A=351.5m ²
・縁石工	縁石工 歩車道境界ブロック	B種	L=102.0m
・防護柵工	路側防護柵工 ガードケーブル	Gc-C-4B	L=81.5m
	防止柵工 転落（横断）防止柵	土中 縦格子	L=105.0m
・区画線工	区画線工 溶融式区画線（実線・破線、白、W=150）		L=266.4m
	サイクルロード路面標示 矢羽根（標準）		N=1.0箇所
	サイクルロード路面標示（誘導ライン 青 W200 L5000）		N=1.0箇所
・道路附属施設工	道路附属物工		1式

(6) 工期 契約日の翌日から令和7年3月10日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(13) 支給材料及び貸与品 有

(14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

(1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用

関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等		手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年7月4日(木) 午後1時から		共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年7月4日(木) 午後1時から		共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年7月16日(火) 午前9時から午後5時まで 令和6年7月17日(水) 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年7月18日(木) 午後5時までに電子入札システムにより通知		共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年7月12日(金)午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年7月18日(木)午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年7月22日(月) 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和6年7月29日(月) 午前9時から午後5時まで 令和6年7月30日(火) 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和6年7月30日(火)午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和6年8月1日(木)正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和6年8月2日(金)まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和6年8月2日(金) 午前10時	令和6年8月5日(月) 午前10時	電子入札システムによる

再度入札を行う場合の入札期間	令和6年8月5日（月） 午前9時から午後3時まで	令和6年8月6日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和6年8月5日（月） 午後3時以降	令和6年8月6日（火） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課 （電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第60号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 亀岡市電子契約システム導入支援業務委託 |
| (2) 契約概要 | 亀岡市役所及び亀岡市上下水道部における電子契約システム導入に係る支援業務 一式 |
| (3) 業務場所 | 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所 他 |
| (4) 履行期間 | 契約日から令和7年3月31日まで |
| (5) 最低制限価格 | 不採用 |
| (6) 入札保証金 | 免除 |
| (7) 契約保証金 | 免除 |

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 亀岡市「令和6・7年度 物品納入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」に登録していること。
- (2) 電子契約サービス提供事業者が、自治体において電子契約導入に係る例規整備の支援実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後、2年間を経過しない者を含む。）
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 例規整備の支援実績調書（様式2）
- (3) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書（様式3）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年7月9日（火） 午後3時から 令和6年7月24日（水） 午後5時まで	1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。 2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上、配布期間内の受付時間中（令和6年7月9日（火）は午後3時から午後5時まで、令和6年7月10日（水）以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。ただし、閉庁日を除く。
確認申請書等の受付	令和6年7月24日（水） 午後5時まで	入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、令和6年7月24日（水）午後5時までに契約検査課必

		<p>着とし、郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けできないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。 ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
<p>入札参加資格確認通知書の送付</p>	<p>令和6年7月26日（金） 午後5時までに発送</p>	<p>確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。 入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
<p>確認申請書等及び仕様書等に関する質問の受付</p>	<p>確認申請書等に関する質問 随時 仕様書等に関する質問 令和6年7月31日（水） 正午まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。 2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式4）にて行うこととし、電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。 添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。 口頭による質問は受け付けない。 提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。</p>

<p>質問に関する回答</p>	<p>確認申請書等に関する回答 随時</p> <p>仕様書等に関する回答 令和6年8月2日（金） 午後5時まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに情報公開システムに掲載する。</p> <p>3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p> <p>4 回答期日までに回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。</p>
<p>入札日時</p>	<p>令和6年8月6日（火） 午前10時（厳守）</p>	<p>入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり</p>

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書（様式5）を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (6) 入札書に記載する金額は、亀岡市電子契約システム導入支援業務委託一式の合計金額とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。
間違って千円未満まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。
- (7) 入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式6）を提出しなければならない。
- (8) 書面による入札
 - ア 代理人が入札する場合は、委任状（様式7）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。
 - イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し押印の上、封筒の開口部を封印すること（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、代理人の印を使用）。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあつて

は、この限りでない。

ウ 開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(9) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者

コ その他入札条件に違反した者

(10) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(11) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。
- (5) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。
- (7) 予定価格は公表しないものとする。

9 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市総務部 契約検査課 (電話番号 0771-25-5009)

(FAX番号 0771-25-5157)

電子メールアドレス：sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第61号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年7月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 6道舗改第1号
- (2) 工事名 市道荒塚雑水川線道路舗装改良工事
- (3) 工事場所 亀岡市荒塚町地内

- (4) 工事種別 舗装工事
- (5) 工事概要 工事延長 L=300.0m 工事幅員 W=5.50m~11.50m
 構造物撤去工 舗装版破碎 A=1,870.2㎡
 運搬処理工 As殻運搬・処分 V=93.5㎥
 舗装工 不陸整正 A=1,870.2㎡
 表層 A=1,870.2㎡
 区画線工 溶融式区画線（白色） 一式
 仮設工 一式
- (6) 予定価格（税込） 12,910,700円
 【入札書比較価格（税抜）11,737,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から130日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年7月9日(火) 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年7月9日(火) 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年7月17日(水) 午前9時から午後5時まで 令和6年7月18日(木) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年7月19日(金) 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年7月16日(火)午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年7月19日(金)午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年7月22日(月)午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年7月24日(水) 午前9時から午後5時まで 令和6年7月25日(木) 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年7月26日(金) 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事実施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第62号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和6年7月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

- 亀岡市千代川町明晴2丁目の一部
- 亀岡市千代川町明晴4丁目の一部
- 亀岡市千代川町明晴5丁目の一部
- 亀岡市千代川町明晴6丁目の一部
- 亀岡市千代川町高野林腰前の一部
- 亀岡市千代川町小林北ン田の一部
- 亀岡市千代川町小林植田・北ン田の一部
- 亀岡市安町中島の一部
- 亀岡市篠町浄法寺茱萸谷・墓ノ谷の一部
- 亀岡市篠町篠芦原・松ヶ池の一部
- 亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目的一部分
- 亀岡市曾我部町寺蔵床の一部
- 亀岡市曾我部町寺北条の一部
- 亀岡市大井町並河2丁目的一部分
- 亀岡市大井町並河前脇の一部

3 縦覧場所

- 亀岡市安町野々神8番地
- 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

令和6年7月10日から
令和6年7月24日まで

「揭示済」

亀岡市公告第63号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年7月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|-------------|---|---------------------|
| (1) 工事番号 | 6道改第2号 | |
| (2) 工事名 | 市道上畑ヶ池ノ北線道路改良工事（その2） | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市曾我部町犬飼地内外 | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=500.0m、W=11.75m | |
| | 道路土工 | 一式 |
| | 排水構造物工 | スリット側溝 L=282.4m |
| | | 管渠型街渠 L=288.2m |
| | | 歩車道境界ブロック L=311.6m |
| | 舗装工 | As舗装（車道） A=4,079.8㎡ |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から令和7年3月10日まで | |
| (7) 部分払 | 無 | |
| (8) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (10) 最低制限価格 | 採用 | |
| (11) 入札保証金 | 免除 | |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社 | |

をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(13) 支給材料及び貸与品 有

(14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

(1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事(土木一式工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事(A1等級対象工事)の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事(A1等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事(A1等級対象工事)で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事(A1等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

(2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない

い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年7月19日（金） 午前11時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年7月19日（金） 午前11時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年8月1日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年8月2日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年8月5日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年7月31日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年8月6日（火）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年8月8日（木） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり

入札期間	令和6年8月19日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年8月20日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり	
予定価格の公表	令和6年8月20日（火）午後4時以降	入札情報公開システムによる	
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和6年8月22日（木）正午まで	共通事項5-2のとおり	
予定価格に関する質問への回答	令和6年8月23日（金）まで	共通事項5-2のとおり	
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和6年8月23日（金） 午前10時	令和6年8月26日（月） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和6年8月26日（月） 午前9時から午後3時まで	令和6年8月27日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和6年8月26日（月） 午後3時以降	令和6年8月27日（火） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより

送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

- (4) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先） 亀岡市 総務部 契約検査課 （電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第64号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年7月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 6教第2号
- (2) 工事名 育親学園新校舎建設工事（I期）
- (3) 工事場所 亀岡市本梅町中野地内
- (4) 工事種別 建築一式工事
- (5) 工事概要
 - ・育親学園新校舎建設工事（校舎及び附属建築物）
RC造・木構造 2階建て、延床面積：合計約6,800㎡
 - ・建築工事 一式
 - ・電気設備工事 一式
 - ・機械設備工事 一式
 - ・その他附帯工事 一式
- (6) 工期 議決のあった翌日から令和8年3月31日まで

- (7) 部分払 有
・令和6年度出来高予定額に係る部分払1回
- (8) 前金払 有（保証事業会社の保証が必要）
・第1回前払金 令和6年度出来高予定額に係る前払金
・第2回前払金 令和7年度出来高予定額に係る前払金
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過していること、工程表により各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、既に行われた当該会計年度における工事に要する経費が、各会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は各会計年度における出来高予定額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 有
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 構成員の数は、3者とする。その内訳は、(2)に定める要件を満たす共同企業体の代表者となる構成員1者、及び(3)に定める要件を満たす代表者以外の構成員2者とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出初日から開札日までの期間において、京都府及び亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 建設業法第3条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けており、令和5,6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において「建築一式工事」に登録され、公告した時点で、京都府内に本市の入札参加資格のある本社（本店）又は支店営業所等を置く者であること。

イ 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が1,100点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で有効なものでなければならない。

ウ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が7,000万円以上となる場合に、監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「○・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専

任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
技術者配置予定書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。
- (5) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（共同企業体代表者のみ）

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年7月29日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年7月29日（月） 午後3時から なお、設計図書（図面）は、 令和6年7月29日（月）午後3時から 令和6年8月28日（水）午後5時まで （閉庁日及び閉庁時間は除く。）	共通事項2のとおり ※設計図書（図面）については、亀岡市役所3階契約検査課にて、「2入札参加資格要件」(2)ア又は(3)アに該当するものに配布
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年8月19日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年8月20日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年8月21日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年8月16日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年8月21日（水）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年8月23日（金）午後5時まで	共通事項5-1のとおり

入札期間	令和6年8月29日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年8月30日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり	
予定価格の公表	令和6年8月30日（金）午後4時以降	入札情報公開システムによる	
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和6年9月3日（火）正午まで	共通事項5-2のとおり	
予定価格に関する質問への回答	令和6年9月4日（水）午後5時まで	共通事項5-2のとおり	
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和6年9月4日（水） 午前10時	令和6年9月5日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和6年9月5日（木） 午前9時から午後3時まで	令和6年9月6日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和6年9月5日（木） 午後3時以降	令和6年9月6日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

※ 設計図書（図面）については、令和6年7月29日（月）午後3時から令和6年8月28日（水）午後5時までの間（閉庁日及び閉庁時間は除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、「2入札参加資格要件」(2)ア又は(3)アに該当するものに配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約として、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。
- (2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できなるとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (5) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第65号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、南丹都市計画用途地域の変更案を作成するため、次のとおり亀岡市都市計画公聴会を開催する。

令和6年7月31日

亀岡市長 桂川孝裕

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和6年8月30日

午後2時00分から午後4時00分まで

(2) 場所

亀岡市役所1階市民ホール

2 意見聴取する都市計画原案の概要

(1) 都市計画の種類

南丹都市計画用途地域の変更

(2) 用途地域を変更する区域

亀岡市篠町篠芦原、上長尾、下長尾、鍋倉、牧田、向谷、松ヶ池及び洗川、森下タン条及び向坂並びに王子西長尾の各一部

3 都市計画原案の閲覧場所及び閲覧期間

(1) 閲覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(2) 閲覧期間

令和6年8月1日から令和6年8月14日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

4 公述申出の方法

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者（都市計画原案に係る区域内に住所を有する者及び都市計画原案について利害関係を有する者に限る。）は、次により別記様式（公述申出書）を市長に提出しなければならない。

ア 提出場所

〒621-8501

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

イ 提出方法

書面提出（別記様式（公述申出書））

ウ 提出期限

令和6年8月22日

午後5時15分まで《必着》

- (2) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し書面の内容により意見を述べることができる。ただし、市長が必要と認めるときは、公述人の数及び公述の時間を制限することがある。

5 公聴会の傍聴方法

- (1) 公聴会を傍聴しようとする者は、次により傍聴を申し込まなければならない。

ア 定員

50人

イ 申込場所

亀岡市役所1階 市民ホール

ウ 申込日時

令和6年8月30日 午後1時30分から午後2時00分まで

- (2) 受付開始から先着順に傍聴者を決定する。

6 公聴会の中止

公述申出書の提出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

「揭示済」

亀岡市公告第66号

南丹都市計画地区計画の案を作成するため、亀岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和58年亀岡市条例第24号）第2条の規定により、次のとおり原案を公衆の縦覧に供する。

この原案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、亀岡市長に意見書を提出することができる。

令和6年7月31日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧する都市計画原案の概要

- (1) 都市計画の種類

南丹都市計画地区計画

- (2) 都市計画の名称

篠町篠牙ケ尾地区地区計画

- (3) 都市計画の位置及び地域

亀岡市篠町篠下西山及び松ケ池並びに夕日ヶ丘四丁目の各一部

2 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

- (2) 縦覧期間

令和6年8月1日から令和6年8月14日まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

3 意見書の提出場所及び提出期間

(1) 提出場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(2) 提出期間

令和6年8月1日から令和6年8月21日まで

「揭示済」

亀岡市公告第67号

南丹都市計画地区計画の案を作成するため、
亀岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例
(昭和58年亀岡市条例第24号)第2条の規定により、次のとおり原案を公衆の縦覧に供する。

この原案について意見がある利害関係人は、
縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を
経過する日までに、亀岡市長に意見書を提出す
ることができる。

令和6年7月31日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧する都市計画原案の概要

(1) 都市計画の種類

南丹都市計画地区計画

(2) 都市計画の名称

篠町夕日ヶ丘西地区地区計画

(3) 都市計画の位置及び地域

亀岡市篠町篠芦原、上長尾、下長尾、鍋
倉、牧田、向谷及び松ヶ池並びに篠町王
子西長尾の各一部

2 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和6年8月1日から令和6年8月14日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

3 意見書の提出場所及び提出期間

(1) 提出場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(2) 提出期間

令和6年8月1日から令和6年8月21日まで

「揭示済」

亀岡市公告第68号

南丹都市計画地区計画の案を作成するため、
亀岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例
(昭和58年亀岡市条例第24号)第2条の規定により、次のとおり原案を公衆の縦覧に供する。

この原案について意見がある利害関係人は、
縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を
経過する日までに、亀岡市長に意見書を提出す
ることができる。

令和6年7月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧する都市計画原案の概要
 - (1) 都市計画の種類
南丹都市計画地区計画
 - (2) 都市計画の名称
篠町篠洗川地区地区計画
 - (3) 都市計画の位置及び地域
亀岡市篠町篠洗川、篠向谷、森下タン条
及び森向坂の各一部

- 2 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
令和6年8月1日から令和6年8月14
日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8
時30分から午後5時15分まで)

- 3 意見書の提出場所及び提出期間
 - (1) 提出場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
 - (2) 提出期間
令和6年8月1日から令和6年8月21
日まで

「揭示済」

任免及び辞令

池田将吾
亀岡市休日急病診療所薬剤師に委嘱します
令和6年7月1日

教育委員会欄

任免及び辞令

(各 通) 中 澤 博 幸
川 口 研 一
中 嶋 知 彦
大 橋 洋 子
猪 子 純 子
工 藤 和 之
松 尾 希美代
入 江 治 雄
池 田 恭 浩
木 本 裕 子
黒 川 孝 宏
栗 山 亨 典

亀岡市社会教育委員に委嘱します
任期は令和8年6月30日までとします
令和6年7月1日

(各 通) 隅 田 盛 和
竹 村 輝 彦
梅 本 靖 博
(各 通) 松 本 智 沙
佐 田 留 男

安詳小学校 学校運営協議会委員を解嘱します
令和6年7月2日

(各 通) 三 上 泉
平 野 愛

安詳小学校 学校運営協議会委員に委嘱します
任期は令和7年10月5日までとします

(各 通) 深 田 美 樹
木 曾 利 廣
渡 邊 英 治

詳徳小学校 学校運営協議会委員に委嘱します
任期は令和7年10月12日までとします

(各 通) 川 上 貴 由
木 曾 布 恭
木 村 惠 子
篠 部 昌 和
三 上 泉
柴 田 琢 磨
渡 邊 美 園
平 野 愛

(各 通) 栗 山 亨 典
木 曾 利 廣
坂 本 雅 子
鎌 田 智 子
清 水 由 士
中 村 典 孝
山 下 正 己
深 田 美 樹
渡 邊 英 治
中 村 純 子

詳徳中学校 学校運営協議会委員に委嘱します
任期は令和8年3月31日までとします
令和6年7月3日

(各 通) 福 居 顯 介
高 谷 三 恵
平 井 眞理子
國 府 美 幸
日 車 光 佑
三 上 香 里

亀岡市立学校教職員安全衛生委員会委員に委嘱
します
令和6年7月18日

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第8号

令和6年7月定例総会を下記のとおり公告する。

令和6年7月2日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和6年7月5日（金）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 非農地証明交付について
 - ・報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
 - ・報告第2号 農地の形状変更の届出について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第9号

令和6年8月定例総会を下記のとおり公告する。

令和6年7月31日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和6年8月5日（月）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 別館3階会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 非農地証明交付について
 - ・報告第1号 農地法第4条第1項第8号の適用除外届出書の受理について

「揭示済」